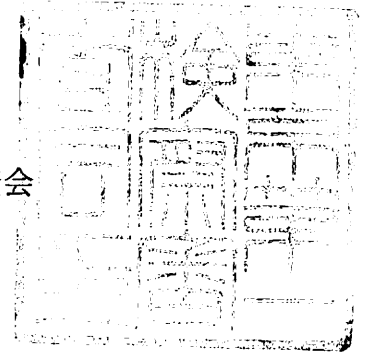


平成23年4月28日

審査申立人 [REDACTED] 殿

東京第一検察審査会



議 決 通 知 書

当検察審査会は、あなたが申し立てた審査事件について議決しましたから、別添
のとおり、その要旨を通知します。

平成23年東京第一検察審査会審査事件（申立）第1号

申立書記載罪名 特別公務員職権濫用

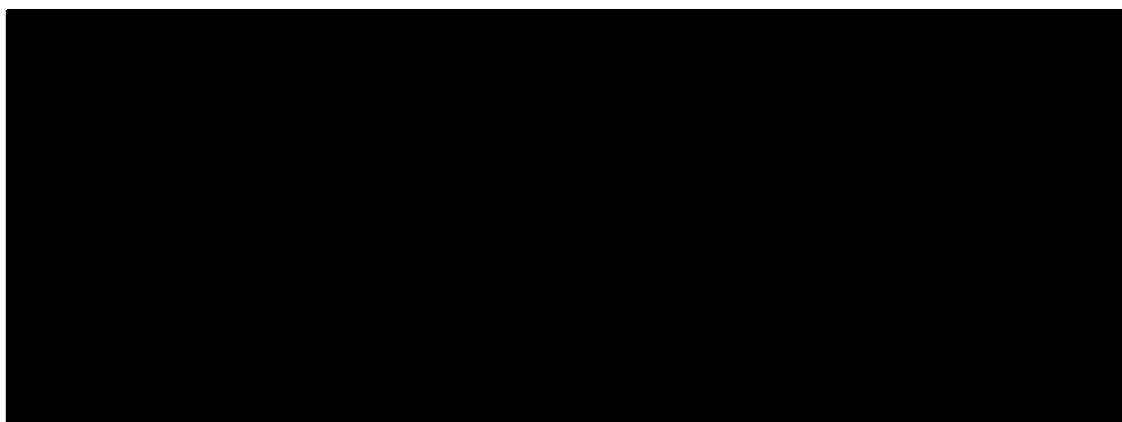
検察官裁定罪名 特別公務員職権濫用

議決年月日 平成23年4月28日

議決書作成年月日 平成23年4月28日

議 決 の 要 旨

審査申立人



被疑者

前 田 恒 彦

不起訴処分をした検察官

最高検察庁 検察官検事 長谷川 充 弘

議決書の作成を補助した審査補助員 弁 護 士 横 溝 高 至

上記被疑者に対する特別公務員職権濫用被疑事件（最高検平成22年検第24号）につき、平成22年12月24日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記審査申立人らの申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は相当である。

議 決 の 理 由

当検察審査会は、本件審査申立書及び提出資料並びに不起訴処分記録を慎重に精査して検討した結果、上記趣旨のとおり結論に至ったが、その理由は以下のとおりである。

1 検討

- (1) 被疑者は、「他の証拠関係を踏まえると、本件フロッピーディスクの内容が、Aさんが有罪であることを揺るがすような証拠であるとの認識ではなく、本件フロッピーディスクのデータの意味が未解明のままでも、他の証拠関係から、AさんがBの共犯であることは間違いなく、公判でも十分立証できると思っていた。このように思っていたからこそ、Aさんを逮捕、勾留、起訴した。私は、Aさんを、違法・不当に逮捕、勾留、起訴して身体を拘束したという認識は一切なかった。」「決してAさんを逮捕・起訴するために証拠をでっち上げたり、えん罪を作り出したものではなかったし、えん罪だとわかりながら逮捕、起訴したものでもない。」「フロッピーのデータを改変したが、それを積極的にAさんの事件の公判で証拠として使うことは考えず、そのままBに還付（返還）した。フロッピーのデータの改変を考え付いて実行したのは、Aさんの逮捕、勾留、起訴の後であり、データ改変事件とAさんの逮捕、勾留、起訴とは全く関係ないことである。」旨供述し、特別公務員職権濫用罪になる行為をしたこと及びその犯意を全面的に否定している。
- (2) そこで、検討するに、Aさんに対する虚偽有印公文書作成等事件については、公判において、捜査段階における共犯者、関係者の供述調書の内容の相当部分が証言で覆された上、C、Bらの取調べにつき、検察官が他の関係者の供述や検察官の想定する内容に沿った供述調書を作成しようとするなどの問題があったとして、これらの供述調書が証拠としては採用されなかった上、採用された供述調書についても、判決では、その信用性には問題があったことが指摘され、Aさんに対して無罪判決が言い渡され、検察が控訴しないで上訴権を放棄して確定している。したがって、現在においては、供述調書の

信用性にも問題があり、プロパティ問題が重大な消極証拠であったことは明らかであると考えられることから、プロパティ問題を認識しながら、これが解決していないのに、Aさんを逮捕して起訴した被疑者の判断には、問題があったと言わざるを得ない。

本件においては、Aさんが、本件証明書の作成に関与したか否かが争点になっていたところ、これに結びつく直接的な客観的証拠は存在しなかった。このような事案の場合、関係者を取調べ、供述を得ていくという方法を中心として捜査を進めていかざるを得ない。その場合、供述の信用性に関し、客観的証拠との整合性、裏付けの有無等あらゆる視点から注意を払い慎重に進める必要がある。被疑者も検事として十分な経験を積んでいたのであるから、このような視点で捜査を進める必要のあることは理解していた。

被疑者は、本件の主任検事として捜査を進めるに先立ち、上司から「何とかAさんまでやりたい。前田君、頼むな。」などと言われたこともあり、Aさんの逮捕、勾留、起訴を達成しなければならぬと感じていた。Bは、逮捕当初、単独犯行を供述しており、被疑者は、この事実を上司に報告したものの、上司は、Bの単独犯行に関心を示さなかった。被疑者は、このような背景もあったこともあり、検事として当然にすべき、本件フロッピーディスクの消極的証拠としての意味を十分吟味せず、その内容を上司に報告せず、最終的にはそのデータを改ざんするに至ってしまった。また、Bの供述については、取調べの過程に問題がなかったかどうか、その供述の変遷に合理性があるかどうか、動機に納得できるものがあるか、など吟味し、Cの供述についても自己の責任を軽減するために供述していることはないか、記憶が曖昧なのに供述してしまっている疑いはないかという観点からも検討すべきであった。

被疑者は、上記のような検討をしないまま、Aさんの逮捕、勾留、起訴に及んでしまったのであり、その判断は極めて粗雑なものであった。このよう

な事実を照らすと、審査申立人らの主張にもうなずけるものがある。

(3) しかし、以下のとおりの事情からすると、被疑者は、逮捕や起訴時点において、AさんがCの依頼を受けてBに本件証明書を作成させてCに交付したというのが事実であると認識した結果、Cらの供述等から、この事実を十分に立証することができるし、Aさんが有罪になるものと判断していたと言うこともできる。

(4) 被疑者は、主として以下の供述調書（特に、捜査の端緒となったCの供述）を過大に評価し、当時、その信用性に疑問を抱いていた形跡が見当たらない。また、被疑者自身が、取調べ担当の検察官に対し、他の関係者の供述や自分が想定していた構図に符合する内容の供述調書を作成するように指示したり、取調官から、誘導的な取調べ等によって供述調書を作成した旨の報告を受けていたと認めるに足りる証拠も見当たらない。

ア 「Aさんに証明書の発行を依頼し、Aさんから証明書を受け取った。」という「入口もA、出口もA」というC供述が一貫しており、しかも、陳情を政治家や中央官庁に取り次ぐ活動をしてきたCにとって利益にならない内容を含んでいたが故に、その信用性が高いものと考えていた。

イ Cの供述には、手帳等の裏付けがあると考えていた上、捜査の早い段階でC供述に符合するD部長、E係長らの厚労省関係者の供述が得られたことからしても、Cの「入口もA、出口もA」という供述が、信用できると過信した。

ウ 本件証明書の交付申請も審査資料も提出されていなかった上、決裁の手続も執られていなかったのに、本件証明書には正規の企画課長の公印が押されて不正に発行されたことが客観的に明らかであったため、Cの供述を前提とすると、Aさんとしては、自分が決裁していないことが当然分かっており、本件証明書を発行するのは不正であると認識しながら、これをBから受け取ってCに交付したということになり、その点だけからしても、

Aさんが虚偽の証明書と知りつつ、不正発行したことの共犯として認定できると判断していた。

エ そして、本件証明書を作成したBも、「Aさんの指示で本件証明書を作成し、Aさんに渡した。」旨供述したため、その供述調書によって、AさんとBの共謀を十分に立証できると考えていた。

(5) (4)の判断は、結果的には誤りであり、逮捕・起訴の当時としても慎重さを欠いていたと言わざるを得ないとしても、被疑者が供述の信用性の判断を誤った要因としては、以下の事情も大きく影響していたと思われる。

ア 本件証明書が不正発行されたことは客観的に明らかであるところ、巨額の郵便料金不正免脱に用いられた重要文書であり、厚労省関係者も発行経緯をよく記憶していて当然というのが被疑者の認識の前提にあったことが窺われる。しかし、この巨額の郵便料金の不正免脱というのは、いわば結果にすぎず、厚労省にとっては、本件証明書が他の官庁の行政で用いられる課長のレベル名義の文書にすぎないため、その発行に関する関係者の記憶も曖昧であったという可能性があった。それにもかかわらず、このような認識ギャップの下、各検察官が厚労省関係者を追及してCの供述に基づいて記憶喚起を強く求めるなどしていけば、Cの供述に符合する内容の供述調書が作成されていくことになると推測されるところ、被疑者は、捜査当時、このような事情には思いが至らず、Dらの厚労省関係者の供述調書が表面的には順調に作成されていたが故に、Aさんが有罪であると判断するようになったものと思われる。

イ Bが「凜の会」側から賄賂を受け取ったり、脅迫されたりしていれば、Bの単独犯行もあり得ることから、被疑者は、その関係の捜査も実施し、そのような事実がないと認識されたことから、本件証明書のような重要証明書がノンキャリアの係長であるBの独断で不正に発行されるはずもなく、その発行は、キャリアの官僚の意向に基づくに違いなく、大きな政治

力も作用するいわゆる議員案件であったと考えていた。確かに、Bが独断で決裁も執らないで本件証明書を発行することは、それだけで犯罪であるのに、Bには何の利益もないことからすると、Bが単独で本件証明書を作成したと言っても、それを信用しない方が自然である。これが、「単独犯行である」旨の当初のBの供述を信用しないで、「Aさんの指示で作成した」旨のBの供述の方が真実であると判断した大きな要因であり、このためCの供述を一層過信することになったのではないかと思われる。

- (6) プロパティ問題については、Aさんに対する無罪判決及び被疑者に対する証拠隠滅罪について有罪判決がいずれも確定している現在において、上記供述調書等の証拠を改めて検討すれば、供述調書等の信用性を揺るがす重要な問題であることは明白である。被疑者のような特捜部勤務経験が豊富な検事にとって、このプロパティ問題を軽視するようなことがあり得るかという疑問が提起されるのは当然である。しかし、逮捕・起訴の当時、被疑者は、プロパティ問題を軽視し、プロパティ問題によってもAさんの有罪が揺るがないと判断していたものと見ることもできる。この点については、以下のような事情があったとも考えられる。

ア 当時の被疑者は、(4)のとおり、供述調書の内容と信用性を過信し、これには、(5)のとおり過信したのも無理からぬ本件証明書発行に特有の背景事情も影響していた。このため、逮捕・起訴の当時、被疑者は、C供述とこれに符合する厚労省関係者の供述と、プロパティ問題を比較した場合、前者が十分に信用できる以上、プロパティ問題については、イに記載するとおりの「いわゆる作り置き」で説明できることから、Aさんが共犯で、有罪であるという結論を左右するものではないと考えていた。こうした思考経路は、供述証拠を過信し、客観的証拠を軽視する点で問題であるとはいえ、当時、被疑者がそのように考えていたことを必ずしも否定できるわけでもない。

イ 本件フロッピーディスクに保存されていた「コピー～通知案」と題するファイルの作成・更新の日時について、被疑者は、「データを作成して保管した日時を示すにすぎず、これを印刷した日や本件証明書に公印を押捺して完成させた日とは異なる可能性があり、Bがあらかじめ本件証明書のデータを作成して保存していたところ、Aさんからその作成を指示されたことから、これを印刷して公印を押して本件証明書を完成させた。」という可能性があると考えていた。のみならず、Cらの供述を過信していたため、このように推論する方が正しいと判断していたとも考えられる。

ウ 被疑者が「着手報告」にプロパティ問題を記載しなかったのは、Cらの供述調書の信用性を過信する余り、プロパティ問題を深刻に受け止めていなかった上、Aさんを逮捕して取り調べれば、解決が付くものと甘く見ていたからであった。また、当時のF部長が部下に成果を出すことを求めて叱咤する一方、消極的意見を述べることを嫌っていたため、被疑者は、説明できていない段階でプロパティ問題を報告すれば、F部長から叱責されるのではないかと考えていたことも原因であったと見ることもできる。

エ 起訴の段階でも、被疑者は、プロパティ問題が公判を紛糾させることがあっても、Aさんを無罪に導く消極証拠であるとまでは考えないで、これを軽視しており、「処理報告」という起訴決裁のための報告書にもプロパティ問題を記載しなかった。

(7) 証拠品の還付のため本件フロッピーディスクの検討をした際にも、被疑者は、C、B、厚労省関係者の供述でAさんの有罪を立証できるとしており、仮に、その内容が証言では覆されたとしても、取調担当の検察官が証言すれば、供述調書がいわゆる実務でいう「2号書面」として採用されるため、弁護人が無罪主張の根拠としてプロパティ問題を指摘しようとも、Aさんが有罪になるという結論には変わりないと考えていた。しかし、その場合、そうした弁護人の主張によって公判が紛糾することも予想され、プロパティ問題

を報告していなかったが故に、F部長から叱責されたり、上司らの信用を失うことを恐れた。このプロパティ問題が公判で取り上げられないようにするため、本件フロッピーディスクをBに還付することに決め、その際、Bが本件フロッピーディスクのプロパティの日時に不信を抱いたり、Aさんの弁護人に提供された際、プロパティ問題に気付かれることを恐れて改ざん行為に及んだという見方もできないわけではない。

これは、Aさんが公判で無罪を主張する上で大きな拠り所となるものを奪い、防御権を侵害する極めて悪質な証拠隠滅であり、検察や刑事裁判に対する信頼を根底から覆すものである。

しかし、その時点で、被疑者が本件フロッピーディスクのデータを改ざんすれば、Aさんが有罪になるし、改ざんしなければ無罪になると考えていたかという点、以下のとおり、「間が抜けている」ような面もあったことも考慮すると、そこまで考えて用意周到に改ざんしたものではなく、有罪という結論には関係なく、公判で紛糾してF部長から叱責されたり、上司らの信用を失うことを避けるための犯行であったと見ることもできるのである。

ア プロパティ情報のコピーを添付した捜査報告書が作成されており、これが弁護人に証拠開示されるであろうことを失念していた。

イ BやAさんの弁護人が、アの捜査報告書のプロパティ情報の写しと本件フロッピーディスクのプロパティ情報を比較してみれば、それこそ証拠隠滅という検事としてあるまじき重大犯罪が発覚して大問題となるという大きなリスクがあったのに、これに気付かなかった。

ウ プロパティ情報については、G検事はそのコピーをBに示して取調べを行っていたので、データを改ざんして本件フロッピーディスクをBに還付すれば、Bがプロパティ情報が変わったと気づき、被疑者の犯罪が発覚して問題になるリスクがあったのに、この点についても、余り深く考えていなかった。

(8) 被疑者は、「『入口もA，出口もA』を立証する証拠の核がC供述とD供述であり，これらは，プロパティ問題に左右されないもので，両名の捜査段階における供述を十分信用できると思っていた。その供述の信用性の吟味が甘かったのではないかと問われれば，その点を率直に反省すべきであると思う。今から思えば，Cにしろ，Dにしろ，その立場上の動機からAさんを巻き込む虚偽の供述をするおそれがなかったとはいえない以上，その供述の信用性について更に慎重な吟味が必要だったと思う。」旨供述して，Aさんを逮捕・起訴したことにつき反省しつつも，その当時には有罪になると思っていた旨供述している。

2 結論

結局，被疑者においては，Aさんを逮捕した時点，その勾留を続けることになる起訴の時点では，プロパティ問題が明らかになれば，Aさんが無罪になると考えてこれを隠して上司の決裁を受けたのではなく，その当時には，プロパティ問題を考慮したとしても，AさんがCの依頼を受けてBに本件証明書を作成させてCに交付したという事実を十分に立証することができ，Aさんが有罪になるものと判断していたのではと考えることもできる。

そうすると，刑法第194条に「裁判，検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して，人を逮捕し，又は監禁したときは，6月以上10年以下の懲役又は禁錮に処する。」と定めるところの特別公務員職権濫用罪については，職権を濫用して人を逮捕・監禁するという犯意を欠くことになるということもできる。

以上のとおり，関係証拠等を検討しても，上記被疑者の弁解を覆す証拠等を発見することはできず，被疑者につき特別公務員職権濫用罪の成立を認めるに足りる証拠は十分ではなく，検察官が，本件被疑事実につき，犯罪の嫌疑が不十分であるとして不起訴裁定とした処分が不当であるとまで言うまでには至らなかった。

なお、本件審査については、上記のとおり、嫌疑不十分であるとして不起訴処分とした検察官の裁定を覆すまでには至らなかったが、これは、「疑わしきは罰せず」の大原則に従った結果である。いずれにしても、無実のAさんを約160日間にわたって不当に拘束したことは事実である。その責任は誰がとることになるのか。被疑者に対する本件特別公務員職権濫用罪の不成立は、その犯意が立証できなかつたこと等によるものであつて、このような事態を招くに至つた背景には、やはり、必要な捜査会議を実施しないこと、上司に率直に証拠としての価値や位置付け等を相談できないこと、公判を維持することが難しい状況にあつたのにもかかわらず、逆に、検察側の態勢を強化したことなど、一部の検察庁における実態が明らかになつたこと以外にも、捜査の在り方等を含め、必要最小限の態勢が執れていない検察庁の組織の体質に重大な問題があつたものと見るべきである。本件不起訴裁定書に記載された理由は、そうしたこれまでの体質に言及することなく、被疑者個人の内心にのみ重点が置かれた観点からのものではないかと疑問をもつ意見とともに、当検察審査会の中に、より改善を求める意見が多くあつたことを最後に付言する。

よつて、当検察審査会は、上記趣旨のとおり、議決する。

東京第一検察審査会